

令和4年門審第31号

裁 決
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 一級海技士（航海）
補 佐 人 2名

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年4月1日05時38分少し前

関門港新門司区東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 16,040トン

全 長 195.00メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 17,400キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成26年7月に進水した、2機2軸の4翼可変ピッチプロペラ2個、バウスラスター2機及びスターンスラスター2機を有する、最大搭載人員660人の阪神、関門両港間の定期航路に就航する船首船橋型の鋼製旅客船兼自動車渡船で、操舵室前部中央に操舵スタンドを、同スタンド左舷側に機関制御盤を、その前面にレーダー2台、電子海図情報表示装置（以下「ECDIS」という。）及び国際VHF無線電話（以下「VHF」という。）をそれぞれ装備していた。

(2) 関門港新門司区東方沖合の水路状況等

関門港新門司区東方沖合1.2海里ないし1.6海里の水深6.1メートルないし7.2メートルの海域には、福岡県が管理する高さ約2メートルの鋼製又はコンクリート製魚礁（以下「新門司区東方魚礁」という。）が多数設置されており、海図W1238及びECDISに新門司区東方魚礁が記載及び表示されていたものの、同魚礁の高さは記載及び表示されていなかった。

(3) 関係人の経歴等

a 受審人は、（途中省略）平成25年10月から船長職を執り、関門港新門司区には数え切れないほど入出港し、発生地点付近を航行した経験を有し、同地点付近に新門司区東方魚礁が存在することを承知していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか24人が乗り組み、旅客260人を乗せ、車両254台を積載し、船首6.36メートル船尾6.86メートルの

喫水をもって、令和4年3月31日17時30分阪神港堺泉北区を
発し、関門港新門司区に向かった。

a 受審人は、翌4月1日05時05分山口県宇部港南方沖合で昇
橋し、操舵室前面中央のレピーターコンパス付近で操船指揮を執り、
レーダー2台及びECDISを作動させ、三等航海士を機関の操作
に、甲板手を操舵にそれぞれ就かせ、05時32分僅か過ぎ新門司
防波堤灯台（以下「新門司灯台」という。）から047度（真方位、
以下同じ。）1.8海里の地点で、針路を235度に定め、14.0
ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行し
た。

a 受審人は、05時33分全速力前進から半速力前進に切り替え、
先航船の着岸が遅れる連絡を受けたので、時間調整のため、今まで
に航行したことがある新門司区東方魚礁付近で旋回することとし、
05時34分僅か過ぎ新門司灯台から043度1.3海里の地点で、
左舵一杯として左旋回を開始した。

05時36分僅か過ぎ a 受審人は、新門司灯台から053.5度
1.0海里の地点で、船首が153度を向き、10.8ノットの速力
で続航していたとき、折からの風浪等による船体傾斜を緩和するた
め左舵20度として、半速力前進から全速力前進に切り替えた。

左舵20度としたとき、a 受審人は、新門司区東方魚礁が左舷船
首方750メートルとなり、その後同魚礁に向かって緩やかに左旋
回しながら進行する状況となったが、先航船及び後続船などと交信
することに気をとられ、ECDISを活用して新門司区東方魚礁と
の相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、
この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、新門司区東方魚礁に向かったまま緩や

かに左旋回しながら続航し、05時38分少し前新門司灯台から070度1.2海里の地点において、Aは、船首が107度を向き、11.7ノットの速力となったとき、同魚礁に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力6の北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、発生時の潮高は1.5メートルで、日出時刻は06時04分で、北九州市に強風及び波浪注意報が発表されていた。

その結果、Aは、乗り揚げたことに気付かないまま関門港新門司区に入港し、後日、冷却海水ポンプのこし器に船底外板の塗料が混入していることに付き、潜水調査を行ったところ、船底外板の船首から船尾にかけて擦過傷及び右舷側プロペラ翼に欠損を発見し、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、日出前の薄明時、関門港新門司区東方沖合において、北九州市に強風及び波浪注意報が発表されている状況下、同区に向けて入航中、時間調整のため左旋回する際、船位の確認が不十分で、新門司区東方魚礁に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、日出前の薄明時、関門港新門司区東方沖合において、北九州市に強風及び波浪注意報が発表されている状況下、同区に向けて入航中、時間調整のため左旋回する場合、新門司区東方魚礁に乗り揚げることのないよう、ECDISを活用して新門司区東方魚礁との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、先航船及び後続船などと交信することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、新門司区東方魚礁に向かって進行する状況に気付かずに同魚礁への乗揚を招き、船体に損

傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也